



# 埼玉県報

第 425 号  
令和 5 年(2023 年)  
6 月 27 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 中島用悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 高齢者講習用動体視力計及び夜間視力計の購入に関する入札公告（会計課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道ふじみ野朝霞線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道坂本寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の指定（行田県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 平成 14 年埼玉県公安委員会告示第 321 号の一部改正告示（交通総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告示

## 埼玉県告示第七百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中島用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	小林 英市	埼玉県幸手市大字惣新田百八十三番地一
同	鈴木 公彦	同 同 五百八十八番地
同	小池 一民	同 同 千四十六番地一
同	山崎 昂	同 同 千百四十三番地一
同	北島 朗	同 同 千三百九十四番地一
同	倉持 修	同 同 千五百八十四番地
同	岡安 登	同 同 三千二十七番地
同	田口 耕太郎	同 同 二千百三番地一
同	関野 昭雄	同 同 三千百六番地五
同	武藤 壽男	同 同 三千百九十九番地二
同	高橋 三郎	同 同 二千八百四十八番地
同	中村 光一	同 同 三千七百三十番地一
同	齊藤 佐二	同 同 四千百六十九番地
同	中山 裕司	同 同 細野百八十八番地一
同	茂田 勝利	同 同 下宇和田三十八番地
監事	大澤 年一	同 同 西関宿七十六番地一
同	小島 一成	同 同 下吉羽三百九十九番地の一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	小林 英市	埼玉県幸手市大字惣新田百八十三番地一
同	中村 幸市	同 同 下宇和田二十番地
同	武藤 壽男	同 同 惣新田三千百九十九番地二
同	小池 一民	同 同 千四十六番地一
同	小川 一郎	同 同 二千百九十五番地
同	須長 忠雄	同 同 千八百四十三番地一



## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字舟ノ沢二二五二番、二二五三番、二二五九

番

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字舟ノ沢二二五二番（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡小川町大字腰越字大倉谷二八六八番一、二八六八番二、字大日向  
二九〇九番八、二九一五番一、二九一五番六、二九一五番七、二九一五番一〇、  
字柏木二九三三番四、二九三三番七

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

## 埼玉県告示第七百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高齢者講習用動体視力計及び夜間視力計の購入 6式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 原口 電話048-832-0110 内線2249

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部  
運転免許課講習係 電話048-543-2001 内線233

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月10日（木）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月9日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月10日（木）午前10時20分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年8月10日（木）午前10時25分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年8月3日(木)午後3時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年7月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Purchase of Dynamic Vision Analyzer and Night Vision Analyzer for Older Drivers Course.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. August 10, 2023 By mail; 5:00 p.m. August 9, 2023 In person; 10:20 a.m. August 10, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年六月二十七日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
白岡市	令和五年九月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	白岡市役所公用車 駐車場
蓮田市	令和五年九月四日及び 同月五日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	蓮田市役所来客駐 車場
羽生市	令和五年九月六日から 同月八日まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	羽生市民プラザ一 階搬入口奥
行田市	令和五年九月十一日か ら同月十三日まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	行田市産業文化会 館入口前ロータリ
幸手市	令和五年九月二十五日 及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	幸手市役所駐車場
北本市	令和五年九月二十八日 及び同月二十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	北本市役所駐車場 （防災倉庫前）

	加須市				久喜市		桶川市	伊奈町	宮代町
	令和五年十一月一日	令和五年十月二十六日	令和五年十月二十五日	令和五年十月二十四日	令和五年十月二十三日	令和五年十月十八日	令和五年十月十七日	令和五年十月十三日	令和五年十月十二日
令和五年十一月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで								
北川辺総合支所駐車場	北川辺総合支所駐車場	驚宮西コミュニティセンター駐車場	農村センター駐車場	栗橋文化会館駐車場	あやめ公園駐車場	桶川市総合福祉センター駐車場	桶川サン・アリーナ駐車場	伊奈町役場駐車場	宮代町役場駐車場

杉戸町			
令和五年十一月十日	令和五年十一月七日から同月九日まで	令和五年十一月六日	
午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	
杉戸町役場駐車場	加須市民運動公園駐車場	大利根総合支所駐車場	

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和五年六月二十七日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和五年九月一日から同年十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
蓮田市	令和五年九月四日から同年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
羽生市	令和五年九月六日から同年十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行田市	令和五年九月十一日から同年十二月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
幸手市	令和五年九月二十五日から同年十二月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

北本市	令和五年九月二十八日から同年十二月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
宮代町	令和五年十月十二日から令和六年一月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
伊奈町	令和五年十月十三日から令和六年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
桶川市	令和五年十月十七日から令和六年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
久喜市	令和五年十月二十三日から令和六年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
加須市	令和五年十一月一日から令和六年一月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
杉戸町	令和五年十一月十日から令和六年二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	鴻巣市雷電二丁目二〇八五番二地先から同市本宮町二二八六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和五年六月二十七日
備考	令和二年八月二十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一七二・六〇メートル

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 三芳富士見線 入間郡三芳町大字藤久保字東七八一番一地先から

富士見市鶴瀬東一丁目二六七七七番五地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年六月二十八日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 三芳富士見線 富士見市鶴馬一丁目二二三二番三地先から

同市大字鶴馬字山室前一七九六番五地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年六月二十八日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 ふじみ野朝霞線 富士見市鶴馬一丁目二二三三番三地先から

同市鶴馬二丁目三〇七四番一〇地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年六月二十八日

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>秩父郡小鹿野町三山字納宮二四七三番 一地先から同郡同町三山字軍平二二四 九番五地先まで</p>	<p>区 間</p>
	<p>一〇・〇〇 〇二七・五六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>五六〇・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>変更である。</p>	<p>令和五年三月二十八日 付け埼玉県秩父県土整 備事務所長告示第七号 の道路予定区域の一部</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町三山字納宮二三八五番一地从郡同町三山字軍平二二七五番一地从先まで
供用開始の期日	令和五年六月二十七日
備考	令和五年六月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二〇・七〇メートル

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	坂本寄居線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字秋山字小坂四七七番一 地先から 同郡同町大字秋山字狼穴八六二番一 地先まで
供用開始の期日	令和五年六月二十七日
備考	平成三十年十二月二十八日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。 延長一五〇・八〇メートル

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

利根川自転車道線	路線名
加須市新川通字中分八二七番九地先から 同市新川通字長沼一〇一四番地先まで	指定する道路の部分
令和五年六月二十七日	指定の期日
国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。	備考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで 同市新川通字長沼一〇一四番地	加須市新川通字中分八二七番九 地先から	区 間
八・五〇 八・五〇	三・〇〇 三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二一九五・一七		延 長 (メートル)
事による。		備 考 国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

利根川自転車道線	路線名
加須市新川通字長沼九七三番五地先から 同市弥兵衛字中分道上五一六番一地先まで	指定する道路の部分
令和五年六月二十七日	指定の期日
	備考 国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市弥兵衛字中分道上五一六番一地</p>	<p>から</p> <p>加須市新川通字長沼九七三番五地</p>	<p>区 間</p>
<p>八・五〇</p> <p>八・五〇</p>	<p>三・〇〇</p> <p>三・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五二〇・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>国 の 首 都 圏 氾 濫 区 域 堤 防 強 化 対 策 工 事 に よ る。</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	利根川自転車道線
指定する道路の部分	加須市大越字下寺前二〇四五番一地先から 同市大越字前田一八番四地先まで
指定の期日	令和五年六月二十七日
備考	国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	利根川自転車道線
指定する道路の部分	羽生市大字常木字下一〇九四番四地先から 同市大字名宇屋敷裏七四六番四地先まで
指定の期日	令和五年六月二十七日
備考	国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	加須市大越字下寺前二〇四五番一地从 から	区 間
八・五〇 八・五〇	三・〇〇 三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三四六二・二〇		延 長 (メートル)
	国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工 事による。	備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	利根川自転車道線
指定する道路の部分	羽生市大字下村君字米宮二七〇五番地 先から 同市大字上村君字堤根一八二番九地先 まで
指定の期日	令和五年六月二十七日
備考	国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで 同市大字上村君字堤根一八二番九地</p>	<p>羽生市大字下村君字米宮二七〇五番 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>八・五〇 八・五〇</p>	<p>三・〇〇 三・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一六五・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
	<p>国 の 首 都 圏 氾 濫 区 域 堤 防 強 化 対 策 工 事 に よ る。</p>	<p>備 考</p>

埼玉県公安委員会告示第117号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月27日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

題名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

本則前段中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

# 告 示

## 埼玉県選挙管告示第四十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年六月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年六月二十九日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について  
イ その他